

保護者様

川崎市立中原小学校

校長 小林 達也

災害時の対応について

(1) 特別警報・暴風警報・暴風雪警報発令等の対応（台風の接近等）

午前6時の時点で、特別警報・暴風警報・暴風雪警報が神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限られません）に発令された場合、児童の安全確保のため、当日一日を臨時休業（休校）とします。その際、配信メールでのお知らせができない場合がありますので、気象情報の確認をお願いします。

また、午前6時の時点で警報が解除されていた場合でも、川崎市内を含む区間で、JR南武線・東急東横線の両方またはいずれかが計画運休を実施している場合は、当日を臨時休業とします。

警報が出ていない場合でも、保護者の方が危険と判断した際には登校しなくても構いません。また、状況が回復し、遅れて登校する際は、電話でお知らせください。なお、これらの場合は、欠席・遅刻とはなりません。

登校後に警報が発令された場合には、授業時間を繰り上げ、安全なうちに下校させることがあります。下校する時間が台風等の襲来と重なるおそれがある時は、状況に応じて児童を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。

(2) 地震等の対応

	家にいる時	学校にいる時
震度5強以上の場合 東海地震注意情報発令 東海地震予知情報発令 東海地震警戒宣言発令	家で待機。 臨時休業となります。 発生した翌日も臨時休業となります。	すぐ児童を引き取りに来てください。 担任が直接保護者の方に引き渡しを行います。（*1参照）
震度5弱以下の場合 その他の警報や大規模な災害が発生した場合	保護者の方が危険と判断した場合は登校を控えてください。	学校や川崎市周辺の被害状況をもとに、学校待機・引き取り・一斉下校（学年別）かを判断します。

※緊急時の連絡について

本校では、緊急時の連絡は配信メールを用いて行います。未登録の方は、お早めに登録を済ませていただきますようお願いいたします。また、状況によってはメールを配信できなくなることも想定されます。テレビ、ラジオ、インターネット等を通して情報を入手していただき、上記の基準をもとに判断してください。

*1 児童の引き渡しについて

- ・保護者の方に引き渡すまでの間に、児童は下校の準備をし、状況に応じて教室・体育館・校庭などで待機します。
- ・校舎内の掲示や配信メール、ホームページ等で、児童の待機場所の確認をお願いします。
- ・安全を期するため、緊急時引き取り名簿に記載された引き取り者以外に児童は引き渡しません。